

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令第一条 第二号イからハまでに規定する厚生労働省令で定める割合を定める省令について（概要）

1. 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号）第 2 条第 2 項第 3 号に規定する事業所の要件である、障害者である労働者の数等を算出するに当たり、短時間労働者の数に乗じることとする厚生労働省令で定める割合を定めるもの。

2. 規定内容

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令第 1 条第 2 号イからハまでに規定する厚生労働省令で定める割合を、2 分の 1 とする。

3. 施行期日

平成 25 年 4 月 1 日